

大隅肝属地区消防組合 会計年度任用職員募集

大隅肝属地区消防組合では、令和2年4月1日から働ける会計年度任用職員を募集します。

●応募期間

令和2年2月10日（月曜日）～令和2年2月28日（金曜日）

●提出するもの

履歴書（※市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を添付の上、提出してください。）

●提出先及び提出方法

【提出先】 消防本部総務課に履歴書を提出

〒893-0015 鹿屋市新川町800番地

大隅肝属地区消防組合 総務課 TEL：0994-52-1191（直通）

【提出方法】

※提出先まで直接持参又は郵送してください。

※直接持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合は、令和2年2月28日（金曜日）必着とします。

●選考方法

書類審査及び面接により選考します。

※申込受付時に、面接日時や場所等の詳細については案内します。

●任期

令和2年4月1日～令和3年3月31日（※ただし、1か月の条件付採用期間あり）

●勤務条件

1 勤務時間

月16日以内勤務、午前9時30分～午後3時30分（5時間以内勤務）

2 勤務地

消防本部、中央消防署及び東部消防署での勤務となります。

3 休暇

勤務日数や任用年数に応じた年休、忌引休暇等が取得できます。

4 各種保険

社会保険、雇用保険

5 災害補償

非常勤職員の公務災害補償が適用されます。

●報酬等

日額報酬 4,300円

通勤手当：支給あり（通勤距離による）

期末手当：支給あり（年2回）

●任用根拠

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される非常勤職員です。地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

●応募要件

地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する方は応募できません。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 鹿屋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合せ 大隅肝属地区消防組合 総務課
TEL 0994-52-1191（直通）